

# とちぎ行革プラン2021

〔栃木県行財政改革大綱（第7期）〕

～新たな視点や発想による未来志向の行財政改革～

令和3（2021）年2月

栃 木 県

## とちぎ行革プラン2021の策定に当たって

私たちを取り巻く社会経済情勢は、人口減少、少子高齢化の進行、デジタル技術の急速な発展、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う「新たな日常」への対応など大きく変化しています。

こうした中、県では、今年2月、県政の基本指針となる「とちぎ未来創造プラン」を策定し、本県が目指すべき将来像を「人が育ち、地域が活きる 未来に誇れる元気な“とちぎ”」と掲げ、「人材育成戦略」など5つの重点戦略を積極的に展開することとしました。

この「とちぎ未来創造プラン」や、2年目を迎える栃木県版まち・ひと・しごと創生総合戦略「とちぎ創生15戦略(第2期)」に基づくプロジェクト等を着実に実行し、令和の時代にも県民益の一層の向上を図るためには、その土台となる行財政基盤をより一層強固なものとし、効果的かつ効率的な県政運営に努めていくことが求められます。

このため、これまでの行財政改革の成果をより発展させ、新たな視点や発想による未来志向の行財政改革に取り組んでいく必要があることから、令和3(2021)年度からの5年間を推進期間とする「とちぎ行革プラン2021〔栃木県行財政改革大綱(第7期)〕」を策定しました。

この行革プランでは、「多様な主体との連携・協働の推進」、「効果的・効率的な県政運営の推進」、「持続可能な行財政基盤の確立」の3つの目標のもと、「行政手続のデジタル化の推進」など24の具体的な取組を掲げ、全庁を挙げて不断の行財政改革を推進していきます。

改革の成果を着実なものとするためには、県民の皆様や市町、企業、団体等の多様な主体との連携を図りながら、全職員が挑戦する姿勢で行財政改革に取り組むことが重要です。私自身が職員の先頭に立ち、デジタル県庁の実現と持続可能な行財政基盤の確立に向け、行財政改革を進めて参りますので、県民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

令和3(2021)年2月

栃木県知事 福田 富一

# 目次

<b>第1 行財政改革の必要性</b>	<b>1</b>
1 これまでの行財政改革の取組状況	1
2 県政を取り巻く課題	2
3 新たな行財政改革大綱の策定	3
<b>第2 行財政改革の基本的な考え方</b>	<b>4</b>
1 行財政改革の理念と目標	4
2 行財政改革の取組の視点	5
3 行財政改革大綱の推進の方法	5
<b>第3 行財政改革の具体的取組</b>	<b>6</b>
<b>目標Ⅰ 多様な主体との連携・協働の推進</b>	<b>7</b>
I-1 地方分権の推進と自治体間の連携・協働	7
I-2 県民、企業等との連携・協働	9
<b>目標Ⅱ 効果的・効率的な県政運営の推進</b>	<b>13</b>
II-3 ICT利活用等による新しい行政スタイルの確立	13
II-4 全ての職員が能力を発揮できる職場づくり	14
II-5 効果的・効率的な組織づくり	16
<b>目標Ⅲ 持続可能な行財政基盤の確立</b>	<b>18</b>
III-6 財政の健全性の確保	18
III-7 公共施設等の適正管理と総合的な利活用	21
III-8 公営企業等の自立的経営	22
<b>参考資料</b>	<b>24</b>
1 策定経過	24
2 行財政改革大綱に基づく取組状況	25
3 その他	35

# 第1 行財政改革の必要性

## 1 これまでの行財政改革の取組状況

- 栃木県では、これまで、本県を取り巻く社会経済情勢等を踏まえ、数次にわたり行財政改革大綱を策定し、知事を本部長とする「栃木県行政改革推進本部」のもと、地方分権時代にふさわしい行財政基盤の確立等に向け、具体的な目標等を掲げながら、全庁を挙げて行財政改革を推進してきました。

### 【行財政改革大綱の策定状況】

- 栃木県行政改革大綱（第1期）（平成6～9年度）
- 栃木県行政改革大綱（第2期）（平成10～12年度）
- 栃木県新行政改革大綱（平成13～17年度、平成14年3月改訂）
- 栃木県行財政改革大綱（平成18～22年度）
- とちぎ行革プラン〔栃木県行財政改革大綱（第5期）〕  
（平成23～27年度、平成25年4月改訂）
- とちぎ行革プラン2016〔栃木県行財政改革大綱（第6期）〕（平成28～令和2年度）

- 平成6年度からの主な取組
  - 栃木県権限移譲基本方針に基づく市町への権限移譲の計画的な実施や重点戦略マネジメント等の行政評価制度の効果的な実施等により、地方分権時代にふさわしい開かれた県政を推進
  - 公の施設の管理運営に係る指定管理者制度の活用や施設整備への民間活力の活用等を進めるとともに、県民協働に関する庁内の推進体制を整備するなど、多様な主体との協働による県政運営を推進
  - 中長期的な視点に立ち、財政健全化と自律的な財政運営に向けた取組を進め、事務事業や補助金の見直し等の歳出抑制の取組を進めるとともに、税収入など自主財源の確保に向けた取組を推進
    - 「とちぎ未来開拓プログラム」（平成21～24年度）に基づき、「選択と集中」の考え方のもと、行政経費の削減や内部努力の徹底、歳入の確保等の取組を推進。平成25年度当初予算において同プログラムの目標である「収支均衡予算」を編成
    - 「財政健全化取組方針」（平成25～27年度）に基づき、収支均衡予算の継続と財政調整的基金の涵養を図るための取組を推進
  - 新たなニーズや幅広い分野にわたる行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織体制の確立に努めたほか、適正な定員管理を行い、効果的で効率的な執行体制を整備
  - 総務事務センターの稼働等により、業務の効率化を図るとともに、限られた人員で組織として最大の執行力を発揮できるよう、人材育成型の人事評価システムの導入や職員の意識改革を推進
  - 県内産業の活性化や県民の利便性向上等を図る観点から、約1,000項目の独自規制を一斉点検

- がんセンター、とちぎりハビリテーションセンターについて、経営の自立性を高め、柔軟で機動性に富んだ病院経営を行う体制とするため地方独立行政法人に移行
- 前大綱である「とちぎ行革プラン2016」（平成28～令和2年度）においては、「《協働・共創》県民と共に創る開かれた県政の推進」、「《自律》自律的な行財政基盤の確立」、「《原動力》効果的・効率的な県政運営の推進」の3つの目標を掲げ、74項目の具体的な取組を推進しており、全体として、目標達成に向けて概ね順調に進捗しています。
- 一方、社会経済情勢の変化のスピードは非常に速く、県政を取り巻く諸課題に的確に対応するためには、時代に即した新たな視点や発想による行財政改革に取り組む必要があります。

## 2 県政を取り巻く課題

### (1) 社会経済情勢の変化への対応

- 我が国は、本格的な人口減少や少子高齢化の進行、社会経済のグローバル化の進展、AI<sup>※1</sup>やIoT<sup>※2</sup>といったデジタル技術の急速な発展など、時代の大きな変化の中にあります。
- とりわけ、令和2(2020)年初頭からの新型コロナウイルスの感染拡大を契機に、行政のデジタル化の遅れが明らかとなり、行政サービスのあり方は「新たな日常」に対応したものと変容が求められています。
- また、スマートフォンなどの通信機器やIoT、クラウド<sup>※3</sup>などの普及により、データの流通量が飛躍的に増大している中、Society5.0<sup>※4</sup>時代のデジタル化は、効率化に加え、人々の暮らしの安全・安心や利便性の向上、さらに、データの分野横断的な利活用による新たな価値の創造や社会課題の解決にもつながるものと期待されています。
- 本県においても、こうした動きに呼応しながら、デジタル技術を徹底活用した「デジタル県庁」の実現に向けた様々な取組を展開し、県民益を向上させていくことが求められます。

### (2) 行財政基盤の強化

- 令和3(2021)年2月に作成した中期財政収支見込みでは、令和4(2022)年度から7(2025)年度までの各年度において、102億円から82億円の財源不足となり、その結果、財政調整的基金残高は、令和3(2021)年度末見込みの324億円から、令和7(2025)年度末には、119億円に減少する見込みです。
- さらに、令和元年東日本台風や新型コロナウイルスへの対応のような、中期財政収支見込み等では想定できない多額の経費が今後発生した場合には、財源の制約から十分な対応ができない事態や、県債残高の増加(後年度の公債費の増加)による将来の行財政運営への影響が生じることも懸念されます。

※1 AI: Artificial Intelligenceの略、人工知能。

※2 IoT: Internet of Thingsの略、「様々な物がインターネットにつながること」「インターネットにつながる様々な物」を指す。

※3 クラウド: クラウドコンピューティング(Cloud Computing)を略した呼び方で、データやアプリケーション等のコンピューター資源をネットワーク経由で利用する仕組み。

※4 Society5.0: サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会(Society)のこと。狩猟社会(Society 1.0)、農耕社会(Society 2.0)、工業社会(Society 3.0)、情報社会(Society 4.0)に続く、新たな社会を指す。

- このため、行政コストの削減や歳入の確保、県有財産の適正管理や有効活用等に引き続き取り組むことに加え、事務事業のスクラップ・アンド・ビルドの一層の推進等の徹底した歳出の見直しを実行し、歳入規模に見合った歳出構造への転換を中期的に進めることにより、本大綱の推進期間中に収支均衡予算の編成を目指していくほか、公共施設やインフラ等の整備では、県債発行により財源を調達しながらも、発行規模に配意し残高を抑制していくとともに、財政措置のある有利な地方債の活用や償還期間等の適切な設定により、公債費等の将来負担の軽減を図っていくなど、持続可能な行財政基盤を確立していく必要があります。
- また、労働力人口の減少が進む中、社会経済情勢の変化による新たな行政課題や災害等にスピード感と実行力を持って対応していくには、ICT※5の利活用等による業務の省力化・効率化や、職員一人ひとりが十分に能力を発揮できる働きやすい環境づくりなど、県庁全体の労働生産性を高める働き方改革の取組を継続していくことも重要です。

### 3 新たな行財政改革大綱の策定

#### (1) 策定の意義

- 県では、これまでも途切れることなく行財政改革に取り組んできましたが、長期の人口減少局面にあって、誇れるふるさと「とちぎ」を創り、次の世代に確実に引き継いでいくためには、本県を取り巻く諸課題に的確かつ柔軟に対応し、県民満足度の高い県政を推進する必要があります。
- このため、本県では、令和2(2020)年3月、人口問題を克服し、将来にわたり地域の活力を維持していくための5年間(2020~2024年度)の目標や基本的方向を定める「とちぎ創生15戦略(第2期)」を策定し、効果的な施策の推進に努めています。
- また、令和3(2021)年2月には、中長期的な展望のもと、県民とともに目指す本県の将来像を描き、その実現に向けた基本的な方向性を明らかにするとともに、令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの5年間の目標や重点的な取組を示す県政の基本指針として、栃木県重点戦略「とちぎ未来創造プラン」を策定しました。
- こうした中、前大綱の推進期間は令和2(2020)年度末をもって終了しますが、これらの戦略やプランを着実に実行し、新たな時代にも県民益の一層の向上を図るためには、これまでの改革の成果をより発展させ、新たな視点や発想による未来志向の行財政改革に取り組んでいく必要があることから、新たな行財政改革大綱を策定することとしました。

#### (2) 内容

- この大綱は、「とちぎ未来創造プラン」や「とちぎ創生15戦略(第2期)」等に掲げる取組を着実かつ効果的に実行するための行財政基盤の確立に向け、今後5年間に県が取り組むべき行財政改革の基本的な考え方と具体的な取組内容を明らかにするものです。

#### (3) 推進期間

- 令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの5年間とします。

※5 ICT:Information and Communication Technologyの略、情報通信技術全般を表す用語。

## 第2 行財政改革の基本的な考え方

### 1 行財政改革の理念と目標

- 本大綱では、「新たな視点や発想による未来志向の行財政改革」を基本理念とし、前大綱における改革の目標を継承しつつ、社会経済情勢の変化等に対応する新たな視点も加えた上で、3つの目標を掲げ、全庁を挙げて行財政改革を推進します。

#### 目標Ⅰ 多様な主体との連携・協働の推進

地域が自らの発想と創意工夫により、複雑化・多様化する諸課題に的確に対応するため、地方分権改革を推進するとともに、県民をはじめ市町や民間企業、各種団体等の多様な主体と連携・協働し、地域の実情に応じた取組や対策を、多様な主体の創意工夫やノウハウ等を生かしながら進めます。

#### 目標Ⅱ 効果的・効率的な県政運営の推進

限られた行財政資源で実効性のある施策展開を行うため、情報セキュリティを確保しつつ、ICTの利活用等により業務の省力化・効率化と県民の利便性向上を図ります。

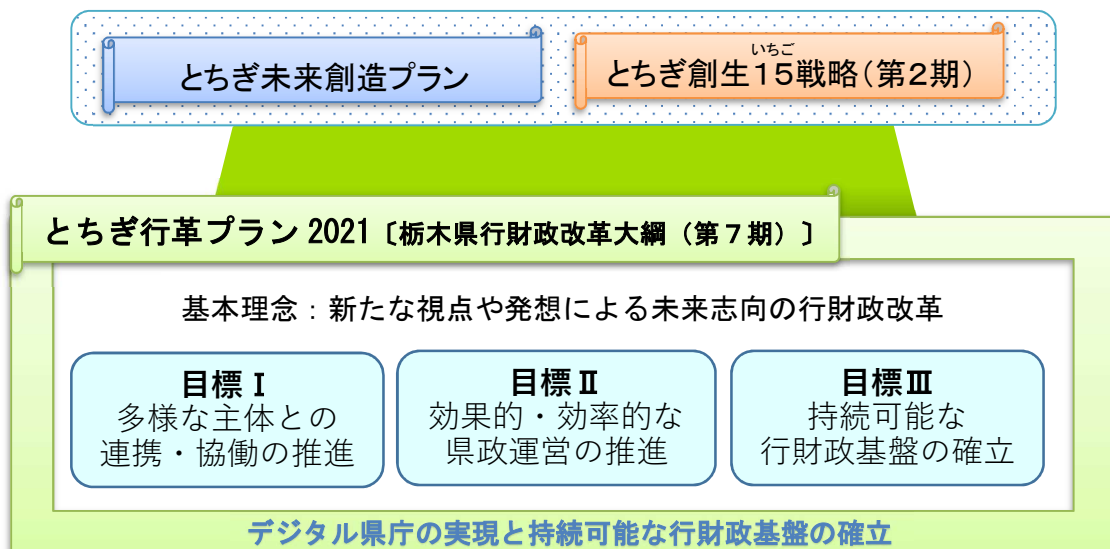
全ての職員が能力を発揮できる職場づくりを進め、社会経済情勢の変化による新たな行政課題等にスピード感と実行力を持って対応できる執行体制を確保します。

#### 目標Ⅲ 持続可能な行財政基盤の確立

義務的経費の増加や新たな行政需要への対応等により、引き続き財源不足が見込まれる中、中期的な視点に立った財政運営を行い、財政の健全性の確保を図ります。

公共施設等の社会資本が老朽化していく中、県有財産を適切に維持管理し、総合的な利活用を図ります。

- これらの目標を達成するため、8つの推進項目のもと、24の取組項目を具体化した50の取組内容を掲げています。各取組を着実に実行し、上記3つの目標を達成することにより、デジタル県庁の実現と持続可能な行財政基盤の確立を図ります。



## 2 行財政改革の取組の視点

- 全職員が共通認識のもとで行財政改革に取り組むため、常に留意すべき事項として、右の4つの視点を掲げます。
- 職員一人ひとりが、新たな視点や発想による未来志向の行財政改革の実現に向け、「挑戦」する姿勢で改革に取り組めます。



## 3 行財政改革大綱の推進の方法

### (1) 適切な推進管理

- 本大綱の第3に掲げる取組項目については、可能な限り具体的なスケジュールや目標値を定めるとともに、不断に行う行財政改革の観点から継続して実施することにも重点を置きながら、改革の成果が上がるよう着実に推進します。
- 毎年度、取組項目ごとに具体的な取組内容も含めた推進状況を把握した上で、総合的に推進状況の評価を行います。
- 必要に応じて取組の追加や見直しを行います。

### (2) 推進体制

- 庁内体制  
知事を本部長とする「栃木県行政改革推進本部」のもと、各部局の連携を図り、取組の推進管理等を行い、全庁を挙げて行財政改革を着実に推進します。
- 助言機関  
学識経験者等で構成する「栃木県行政改革推進委員会」において、各分野の専門的見地や幅広い観点からの助言を得ながら、本大綱に基づく行財政改革を推進します。

### (3) 推進状況の公表

- 本大綱に基づく行財政改革の推進状況や成果について、県民に分かりやすい形で公表します。



## 第3 行財政改革の具体的取組

### 【具体的取組の全体構成】

目標	推進項目	取組項目	取組内容
I 多様な主体との連携・協働の推進	1 地方分権の推進と自治体間の連携・協働	1 地方分権改革の更なる推進	1
		2 都道府県との連携推進	2
		3 市町との連携・協働、権限移譲の推進	3,4,5,6
	2 県民、企業等との連携・協働	4 県政情報の発信力強化	7,8
		5 県民、NPO、企業、高等教育機関の参画と協働の推進	9,10,11,12
		6 民間活力の積極的な活用	13,14
		7 時代に即した規制の見直し	15,16
II 効果的・効率的な県政運営の推進	3 ICT利活用等による新しい行政スタイルの確立	8 AI、ロボティクス等のICT利活用の推進	17
		9 行政手続のデジタル化の推進	18,19
	4 全ての職員が能力を発揮できる職場づくり	10 意欲ある人材の確保	20
		11 課題対応能力を有する人材の育成	21,22
		12 多様な人材が活躍できる職場づくり	23,24,25
	5 効果的・効率的な組織づくり	13 新たな課題等に対応できる効率的な行政組織の整備	26
		14 適正な定員管理	27
		15 透明で実効性のあるマネジメント	28,29,30,31
	III 持続可能な行財政基盤の確立	6 財政の健全性の確保	16 中期的な視点に立った財政運営
17 歳入確保に向けた取組の推進			36,37,38,39,40,41
18 徹底した歳出の見直し			42,43
7 公共施設等の適正管理と総合的な利活用		19 公共施設等の利活用の推進・最適化	44,45
		20 県有建築物の長寿命化の推進	46
		21 使用料等のあり方の見直し	47
8 公営企業等の自立的経営		22 公営企業の効率的な経営	48
		23 病院事業経営の健全化	49
	24 県出資法人等の自立的な経営	50	

# 目標Ⅰ 多様な主体との連携・協働の推進

## Ⅰ－Ⅰ 地方分権の推進と自治体間の連携・協働

### 取組項目 1

#### 地方分権改革の更なる推進

複雑化・多様化する諸課題に地方が自らの判断と責任において的確に対応するため、国と地方の協議の場や全国知事会等を通じて、事務・権限や税財源の移譲、規制緩和等について、国との政策協議・調整、提言等を実施し、地方分権改革の更なる推進を図ります。

#### 〈取組内容〉

##### 〈No.1〉国との政策協議・提言等の実施、国からの権限移譲の推進

- ・ 県として「国の施策等に関する提案・要望」を実施するほか、全国知事会として「国の施策並びに予算に関する提案・要望」を実施するなどの働きかけを行います。
- ・ 地方からの「提案募集方式」による提案や、「手挙げ方式」の活用などにより、国から地方への権限移譲を進めます。

### 取組項目 2

#### 都道府県との連携推進

広域的な課題等に的確に対応できるよう、北関東磐越五県知事会議の活用等により、都道府県との連携を推進します。

#### 〈取組内容〉

##### 〈No.2〉都道府県との連携推進

- ・ 北関東磐越五県知事会議の開催による共通課題に関する意見交換及び国への要望活動を実施するとともに、「広域自治体のあり方に関する勉強会」など担当者間の情報交換を行います。
- ・ 北関東磐越五県による、地方分権改革に関する提案募集方式での共同提案を行います。
- ・ 防災、医療、観光、交通など様々な分野において、都道府県と連携した取組を進め、広域的な課題の効果的な解決を図ります。

### 市町との連携・協働、権限移譲の推進

市町が地域における行政の中心的役割を担えるよう、市町の行財政基盤の強化を支援するとともに、県民サービスの向上に向けた県と市町及び市町間の連携体制をより一層強化します。

#### 〈取組内容〉

##### 〈No.3〉市町との連携体制の強化

- ・県及び市町行政の円滑な運営と調整を図るため、市町村長会議を開催するほか、県内各地域の特色を生かした県政運営に資するため、ブロック別市町村長会議を開催します。
- ・県及び市町の協働による政策形成を図るとともに、政策課題について共通認識を深めるため、政策懇談会を開催します。
- ・県と市町の連携を推進し、本県における地方創生の流れをより確かなものとするため、とちぎ地方創生推進会議を開催します。
- ・県と市町に共通する行財政課題について、意見交換や情報共有を緊密に行い、行政サービスの効率化を図ります。

##### 〈No.4〉県と市町との人事交流の推進

- ・県と市町双方の職員の資質向上や相互理解・連携体制の構築に向け、市町との人事交流を推進します。

##### 〈No.5〉市町の行財政基盤強化への支援

- ・財政状況の分析や総合的助言を通して、市町の行財政基盤強化に向けた取組を支援します。
- ・公営企業における地方公営企業法の適用に向けた市町の取組を支援するほか、市町等水道事業の現状分析や将来見通しを踏まえ、広域化の推進方針等を定めた「水道広域化推進プラン」を令和4(2022)年度末までに策定するなど、市町の広域連携等に関する取組を推進します。

##### 〈No.6〉県から市町への権限移譲の効果的な実施

- ・法令による権限移譲に係る市町への支援に加え、各市町の意向・実情等も十分に踏まえ、事務処理特例制度による権限移譲を効果的に実施します。
- ・市町と十分に協議の上、重点移譲事務の見直し等を行います。

【指標1】・栃木県権限移譲基本方針の改定（令和3(2021)年度中）

## 1-2 県民、企業等との連携・協働

### 取組項目 4

#### 県政情報の発信力強化

県政への信頼と理解を深めるため、県内外への情報発信力の強化を図ります。

また、県民との対話を推進するとともに、民間との協働の推進等を図るため、オープンデータ※6の公開を推進し、民間等による活用を促進します。

#### 〈取組内容〉

##### 〈No.7〉多様な広報媒体を活用した県政情報の発信

- ・県ホームページを充実させるとともに、YouTube(ユーチューブ)、LINE(ライン)、Twitter(ツイッター)等のICT媒体を活用した効果的・効率的な情報発信を行います。
- ・デジタルマーケティング※7の手法を導入することにより、事業の目的とするターゲットへ確実に情報を届けるよう努めます。
- ・ホームページ、紙媒体(県民だより等)及び放送メディア(ラジオ・テレビ)の効果的な連携による広報の充実を図ります。

#### 【指標2】

- ・県ホームページのアクセス件数 累計 7,500 万件 (令和3(2021)～令和7(2025)年度)
- ・県広報課 LINE(ライン)の登録者数 40,000 人 (令和7(2025)年度)
- ・県広報課 Twitter(ツイッター)のフォロワー数 40,000 人 (令和7(2025)年度)

##### 〈No.8〉オープンデータの活用促進

- ・民間との協働推進や県政の透明性の向上に資するため、県が保有する公共データをオープンデータとして公開し、民間等による活用を促進します。

#### 【指標3】 ・「オープンデータカタログサイト」登録データダウンロード数

150,000 件 (令和7(2025)年度)

※6 オープンデータ:国や地方公共団体が保有する公共データについて、コンピュータで加工しやすく、特定のソフトウェアに依存しない形式で公開し、営利目的も含めた二次的な利用を促す取組又はそのデータ。

※7 デジタルマーケティング:ウェブサイト、Eメール、SNS、アプリなど様々な形態のデジタルメディアとデジタル技術により得られるデータを活用して行うマーケティング。

## 県民、NPO、企業、高等教育機関の参画と協働の推進

複雑化・多様化する地域課題等に的確に対応するため、県民の意見を反映させるとともに、民間企業、各種団体等の多様な主体との連携・協働を推進します。

### 〈取組内容〉

#### 〈No.9〉 広聴制度の充実

- ・ 県内の各地域・各世代を対象とした広聴事業を実施するとともに、ネットアンケートの活用により、県民ニーズの詳細な把握に努めます。特に、次代を担う若い世代の県政への参加意識を高め、その声を県政に反映させるよう取り組みます。
- ・ 県民からの提案の結果の公表や、県の考え方等の分かりやすい説明などにより、広聴事業の「見える化」を推進します。

【指標4】・若い世代から寄せられた「知事にアクセス」及び「『あなたの窓口』県民相談」等の広聴件数 累計 1,260 件（令和3（2021）～令和7（2025）年度）

#### 〈No.10〉 審議会等への女性委員の参画拡大

- ・ 政策・方針決定過程への女性の参画を拡大するため、審議会等への女性委員の登用を推進します。

【指標5】・審議会等委員に占める女性の割合 40%（令和8（2026）年4月1日現在）

#### 〈No.11〉 NPO、企業等との協働

- ・ 企業が自らの強み等を活かして、地域課題の解決に取り組む新たな協働を推進します。
- ・ NPO等の次代の担い手の育成に取り組みます。
- ・ 地域課題解決のため、NPOと企業の継続的、発展的な連携を促進します。

【指標6】・包括連携協定締結企業数 35 社（令和8（2026）年3月31日現在）

#### 〈No.12〉 高等教育機関との連携の強化

- ・ 大学コンソーシアムとちぎ<sup>※8</sup>への参画等により、地域を支える人材の育成や若者の地元定着の促進等について、県内の高等教育機関との連携を強化します。
- ・ 学生が地域の課題解決等に取り組む活動への支援・協力などを通して、宇都宮大学をはじめとする県内の高等教育機関等の連携を促進します。

※8 大学コンソーシアムとちぎ：県内19の大学、短期大学等の高等教育機関が相互の連携・交流を強化するために設立した協同体。栃木県は準会員として参画。

### 民間活力の積極的な活用

民間のノウハウや技術を活用した低コストで良質な公共サービスの提供を図るため、民間活力を積極的に活用します。

#### 〈取組内容〉

##### 〈No.13〉 民間活力の活用推進

- ・民間の優れたノウハウや資金を活用して施設の整備を行うPFI（民間資金等活用事業）の手法など、PPP（官民連携事業）の推進に向けて、県・市町及び民間事業者の対話の場の提供などに取り組みます。
- ・サウンディング型市場調査<sup>※9</sup>や随意契約保証型民間提案制度<sup>※10</sup>など、民間活力の新たな活用方法等について検討を進めます。

**【指標7】** ・民間提案の活用推進に向けた手引きの策定（令和4（2022）年度中）

##### 〈No.14〉 指定管理者制度<sup>※11</sup>の適切な運用

- ・公の施設における県民サービスの向上や効率的な施設運営を図るため、指定管理施設の管理運営状況について、モニタリングや評価等を実施するとともに、評価結果等についてホームページで公表し、透明性を確保します。
- ・指定管理者の公募に際し、優れた経営ノウハウを有する民間企業の応募が促進されるよう、制度運用の必要な見直しを行います。

※9 サウンディング型市場調査：事業発案段階や事業化検討段階において、行政が民間事業者意見や提案などを求め、民間事業者との対話を通じ、市場性の有無や実現可能性の把握、民間事業者が有するアイデアの収集等を行うこと。

※10 随意契約保証型民間提案制度：民間からの積極的な提案を促すインセンティブ付与の仕組みとして、最も優れた提案について、協議等が整った際に提案者との随意契約を前提とするもの。

※11 指定管理者制度：公の施設について、施設の設置の目的を効果的に達成できるよう、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図るため、地方自治法の改正（平成15年9月2日施行）により設けられた制度。

## 取組項目 7

### 時代に即した規制の見直し

県の規制や手続のあり方について、社会経済情勢の変化等に合わせて適時適切に見直します。

#### 〈取組内容〉

##### 〈No.15〉 社会経済情勢の変化を踏まえた規制の見直し

- ・ 県規制改革推進指針に基づき、計画的・効果的な規制改革に取り組みます。
- ・ 県の条例・規則・要綱・要領等に基づく行政手続のうち、書面・押印・対面を求める手続について、原則として押印を廃止（令和2（2020）年度末）するとともに、マイナンバーの利用等による添付書類の省略、様式の簡素化、決済方法の見直し等により、県民や事業者の利便性の向上を図るための取組を推進します。

#### 【指標8】

- ・ 県の条例・規則・要綱・要領等に基づく行政手続に係る添付書類等の見直し手続数  
累計 500 手続（令和3（2021）～令和7（2025）年度）

##### 〈No.16〉 特区制度の活用の推進

- ・ 地域の特性に応じた規制緩和等により地域の活性化を図るため、特区制度の活用を推進します。

## 目標Ⅱ 効果的・効率的な県政運営の推進

### Ⅱ-3 ICT利活用等による新しい行政スタイルの確立

#### 取組項目 8

##### AI、ロボティクス等のICT利活用の推進

AIやロボティクス（RPA※12）等のICTツールの利活用を進め、定型業務の自動化による業務の効率化等に取り組み、企画立案や県民への直接的なサービスの提供などの業務に注力することで、より県民満足度の高い県政運営を推進します。

〈取組内容〉

##### 〈No.17〉 ICTを活用した業務の省力化・効率化の推進

- ・ AIやRPA等ICTツールの導入を進め、定型業務の効率化と正確性の確保を図ります。
- ・ 会議のペーパーレス化や電子決裁を推進し、意思決定・情報共有の迅速化・効率化を図ります。
- ・ テレワークやweb会議など、柔軟で効率的に業務を遂行できる情報基盤等の整備を推進します。
- ・ 観光誘客等の情報発信事業において、デジタルマーケティングの手法を導入し、データの検証に基づく継続的改善を行うことにより、事業効果の向上に取り組みます。

【指標 9】 ・ AIやRPA等ICTツールの適用業務数 150 業務（令和7（2025）年度）

#### 取組項目 9

##### 行政手続のデジタル化の推進

県民生活や企業活動に必要な行政手続をオンラインで「いつでも」「どこでも」「簡単」に申請でき、さらに手数料等の納付から審査・通知に至る一連のプロセスがデジタルで完結する「行政手続のデジタル化」を推進し、県民等の利便性向上と業務の省力化・効率化に取り組みます。

〈取組内容〉

##### 〈No.18〉 行政手続のオンライン化の推進

- ・ 広く県民・企業の利便性の向上につながるよう、利用者が多い行政手続から優先的にオンライン化を推進します。また、マイナンバーカードの活用により、行政手続における本人確認等はオンラインで可能となることから、県民のマイナンバーカード取得を促進します。
- ・ 物品・役務に係る電子調達を導入を段階的に進めます。

【指標 10】 ・ 県の条例・規則・要綱・要領等に基づく行政手続のうち、オンラインで実施できる手続件数の割合 100%（令和4（2022）年度）  
※オンライン化することが適当でない手続又は費用対効果が見合わない手続を除く  
・ 電子申請システム利用件数 200,000 件（令和7（2025）年度）

※12 RPA:Robotic Process Automationの略。従来、人が行ってきた定型的なパソコン操作をソフトウェアのロボットにより自動化すること。



### 〈No.19〉 電子収納の推進

- ・利用料金等の電子収納（クレジットカードや電子マネー等のキャッシュレス決済）が可能な県有施設を拡大します。
- ・手数料等の納付時に必要な収入証紙について、電子収納等の新たな収納方法を検討します。
- ・インターネットバンキングやATM等を利用して納付できるペイジー収納サービス等の電子収納を推進します。

【指標 11】 ・ 県有施設のキャッシュレス決済導入施設数 15 施設（令和 7（2025）年度）

## II-4 全ての職員が能力を発揮できる職場づくり

### 取組項目 10

#### 意欲ある人材の確保

組織の活力を確保する観点から、意欲ある有望な人材を採用するための取組を推進します。

#### 〈取組内容〉

##### 〈No.20〉 採用活動の充実による意欲ある人材の確保

- ・県で働くことを志望する学生等を増やすため、インターンシップや大学との連携等によるリクルート活動を充実させ、栃木県職員として働くことの魅力を発信します。
- ・社会人経験を有する者や障害者など、意欲ある多様な人材を確保するための採用を実施します。

### 取組項目 11

#### 課題対応能力を有する人材の育成

複雑・多様化する行政課題に的確に対応できる人材を育成するための取組を推進します。

#### 〈取組内容〉

##### 〈No.21〉 計画的な人事配置や戦略的な人事交流の推進

- ・組織として最大の執行力を発揮できるよう、職位、年代や適性等を踏まえた計画的な人事配置を行い、意欲的で高い課題対応能力を有する職員を育成します。
- ・新たな政策課題に対応できる職員の育成や人的・組織的ネットワーク形成等を目的として、他自治体、国や民間企業等との戦略的な人事交流を推進します。

##### 〈No.22〉 人材育成型の人事評価や職員研修等の実施

- ・職員の能力開発・能力発揮を促進するため、人材育成型の人事評価システムを実施し、人事評価結果を職員の登用や適材適所の人事配置等に活用するとともに、人事評価結果のフィードバックの充実を図ります。
- ・職位、年代に合わせた計画的な職員研修を実施するとともに、メンター制度※13をはじめ、職場でOJT※14を推進します。

※13 メンター制度：新採用職員の速やかな職場への適応と早期の育成を図るために、同じグループ内などで年齢が比較的近い職員を新採用職員指導担当者（メンター）に指名し、担当業務の遂行に必要な知識・ノウハウ等の指導を行う。

※14 OJT：On the Job Trainingの略。職場において上司・先輩等が仕事を通じて行う職場研修。

## 取組項目 12

### 多様な人材が活躍できる職場づくり

多様な人材が意欲をもって十分に能力を発揮できる活力ある職場づくりに取り組みます。

#### 〈取組内容〉

#### 〈No.23〉柔軟で多様な働き方やハラスメント防止の推進

- ・新型コロナウイルス感染症対策を契機とした「新たな日常」への対応やワーク・ライフ・バランスの実現のため、職員の働き方改革を推進し、テレワークやフレックスタイム制など柔軟で多様な働き方の定着を図るとともに、育児休業や各種休暇等が取得しやすい職場の環境づくりや超過勤務の縮減などを進めます。
- ・職員が意欲をもって十分に能力を発揮できる風通しのよい職場づくりのため、ハラスメント対策を適切に講じるとともに、所属長面談や幹部職員と一般職員との意見交換の計画的な実施等により、職員間のコミュニケーションの充実を図ります。

【指標 12】 ・男性職員の育児休業取得率 30% (令和7(2025)年度)

#### 〈No.24〉女性職員、障害のある職員、高齢層の職員の活躍推進

- ・女性職員が、県行政の幅広い分野や様々な立場で活躍できるよう、女性職員を対象とした研修の開催等によるキャリア形成支援や、意欲と能力のある人材の積極的な登用等に取り組みます。

【指標13】 女性管理職の割合 (令和8(2026)年4月1日現在)

- ・管理的地位(課長級以上)に占める女性の割合 16%
- ・課長補佐級職員に占める女性の割合 30%

- ・障害のある職員が能力を十分に発揮できるよう障害者職業生活相談員を配置するとともに、職員の障害に対する理解促進等を図り、障害のある職員が働きやすい職場環境づくりを推進します。

【指標14】

- ・各年度における知事部局、教育委員会、警察本部の障害者雇用率がいずれも法定雇用率を上回る

- ・公務員の定年年齢引上げに適切に対応し、高齢層職員の能力が十分発揮されるような制度構築に取り組みます。

### 〈No.25〉 職員の健康管理対策の充実

- ・メンタルヘルスケアをはじめとする職員の健康管理に努め、明るく活力に満ちた職場づくりに取り組みます。

#### 【指標15】

- ・各年度におけるストレスチェック※15集団分析結果の「総合健康リスク」が全国平均より良好

## II-5 効果的・効率的な組織づくり

### 取組項目 13

#### 新たな課題等に対応できる効率的な行政組織の整備

複雑・多様化する県民ニーズや新たな行政課題に対し、迅速かつ的確に対応するため、効果的・効率的な組織を整備します。

#### 〈取組内容〉

##### 〈No.26〉 課題を踏まえた効果的・効率的な組織への見直し

- ・新たな課題等に柔軟に対応し、とちぎ未来創造プラン等を着実に推進するための組織体制を整備します。
- ・災害や感染症等の有事にも迅速・的確に対応できる組織体制を確保します。
- ・人口減少の進行に伴い、社会全体の労働力不足が懸念される中、小規模事務所の集約等により、行政機能の維持を図ります。

### 取組項目 14

#### 適正な定員管理

社会経済情勢の変化や災害等にスピード感と実行力を持って対応できる「しなやかな執行体制」を目指します。

#### 〈取組内容〉

##### 〈No.27〉 適正な定員管理

- ・現状の職員数を基本としつつ、行政需要の拡大、定年引上げの動向、職員の年齢構成などを踏まえながら、適正かつ柔軟に定員管理を行います。

※15 ストレスチェック:労働安全衛生法に基づき、職員のストレスの状況(心理的な負担の程度)を定期的に検査し、職員自らのストレスの状況についての気付きを促すとともに、検査結果の集団分析を通じて職場環境の改善につなげる。

## 透明で実効性のあるマネジメント

行政評価を通じた施策の効果検証や業務プロセスの見直し等により、県民満足度の高い透明で効果的・効率的な県政運営に努めます。

### 〈取組内容〉

#### 〈No.28〉 効果的な行政評価・施策立案

- ・「とちぎ未来創造プラン」や「とちぎ創生15戦略（第2期）」をはじめとした各種計画について、PDCAサイクル※16により施策の効果及び達成度を検証し、改善を図ります。
- ・統計等のデータを積極的に活用し、県民ニーズや行政課題を的確に捉えた効果的な施策の立案（EBPM※17）に努めます。

#### 〈No.29〉 BPRの視点による業務プロセスの見直し・改善

- ・利用者目線のサービス向上と業務効率化の観点から、BPR※18の視点による業務プロセス等の見直しを行い、改善を図ります。

**【指標 16】** ・ BPRの視点による業務プロセスの見直し・改善事業数 累計 50 件  
(令和3(2021)～令和7(2025)年度)

#### 〈No.30〉 内部統制の運用による適正な業務執行

- ・財務会計、個人情報等保護、公文書管理、情報セキュリティに関する事務における内部統制※19の運用により、業務の適正性の確保及び業務効率の向上を図り、県民から信頼される県政運営を推進します。
- ・内部統制の整備及び運用状況について、毎年度、評価を行い、結果を公表します。

#### 〈No.31〉 公共事業評価システムの適切な運用

- ・公共事業の効率性と実施プロセスの一層の透明性の向上を図るため、事業の事前評価、再評価、事後評価を行う評価システムを適切に運用するとともに、公共事業評価委員会を開催します。
- ・公共事業評価委員会での意見など、その結果については、評価資料と併せてホームページで公表します。

※16 PDCAサイクル:Plan(計画)、Do(実施)、Check(評価)、Action(改善)の4つの視点をプロセスの中に取り込むことで、不  
断のサイクルとし、継続的な改善を図るマネジメント手法。

※17 EBPM: Evidence-based Policy Making の略。政策・施策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策・施策  
目的を明確化したうえで合理的根拠(エビデンス)に基づくものとする。

※18 BPR: Business Process Re-engineering(業務プロセスの再構築)の略。組織の目標を達成するために、既存の業務内容  
や業務フロー、組織構造やルールを見直し、再設計すること。

※19 内部統制: 地方公共団体における内部統制とは、住民の福祉の増進を図ることを基本とする組織目的が達成されるよう、  
地方公共団体の長自らが、組織目的の達成を阻害する事務上の要因をリスクとして把握・評価し、対応策を講じることで、  
事務の適正な執行を確保すること。

# 目標Ⅲ 持続可能な行財政基盤の確立

## Ⅲ－6 財政の健全性の確保

### 取組項目 16

#### 中期的な視点に立った財政運営

財政の健全性確保のため、類似団体との財政比較分析や中期的な収支見込み等の作成・公表を行います。

また、歳入規模に見合った歳出構造への転換を中期的に進め、財政調整的基金の涵養を図ることで、予定外の支出や新たな行政需要に備えるとともに、県債残高の増加が将来の公債費負担に及ぼす影響を抑えるため、適切な県債発行に努めます。

#### 〈取組内容〉

##### 〈No.32〉 財政状況の分析及び中期財政収支見込みの作成・公表

- ・ 経済情勢や国の地方財政対策等を踏まえ、毎年度、当初予算編成に合わせて中期財政収支見込みを作成・公表します。
- ・ 財政健全化判断比率、類似団体との財政比較分析等の各種財政関係資料及び統一的な基準による財務書類を作成・公表します。

##### 〈No.33〉 歳出構造の転換

- ・ 歳入規模に見合った歳出構造への転換を中期的に進め、本大綱の推進期間中に、当初予算における財源不足額を概ね実質収支（繰越金）の範囲内に収める収支均衡予算の編成を目指します。

##### 〈No.34〉 財政調整的基金の涵養

- ・ 歳入確保に向けた取組の推進や徹底した歳出の見直し等により財源不足の圧縮を進め、財政調整的基金の涵養を図ります。

##### 〈No.35〉 適切な県債の発行及び将来負担の抑制

- ・ 毎年度の発行規模に配慮するほか、財政措置のある有利な地方債の活用努めます。
- ・ 償還期間が10年を超える超長期債を活用するなど、将来負担に係るリスク分散を図ります。

**【指標17】** ・ 令和7(2025)年度末の県債残高（臨時財政対策債<sup>※20</sup>を除く）を令和2(2020)年度末の水準以下に抑制

※20 臨時財政対策債：国から地方公共団体に配分する地方交付税の不足額を、一旦地方公共団体に借り入れる県債。  
なお、返済する際の財源は、全額、地方交付税で補てんされる。

### 歳入確保に向けた取組の推進

滞納の未然防止や債権回収の強化、広告収入の増大等により、歳入の確保に努めます。

#### 〈取組内容〉

##### 〈No.36〉 県税滞納の未然防止と収入未済額の縮減

- ・ 納税しやすい環境を整備することにより、滞納の未然防止に向けた取組を推進します。
- ・ 県税の徴収力を強化し、収入未済額の一層の縮減を図ります。
- ・ 個人県民税の徴収促進に向け、県税事務所職員と市町徴収職員の相互併任による徴収支援など、市町との連携・協力による税込確保の取組を推進します。
- ・ 納税意識啓発による税収入の確保を図る観点から、税務広報の一層の推進を図ります。

**【指標18】** ・ 各年度末における県税の収入未済額を前年度よりも減少  
・ 各年度における自動車税（種別割）の納期内納付率を前年度よりも上昇

##### 〈No.37〉 税外未収債権の縮減

- ・ 貸付金や使用料、負担金等の県が有する税外債権の滞納の未然防止及び債権回収の強化等による収入未済額の縮減に向け、全庁的に取組を推進します。

**【指標19】** ・ 各年度末における県全体の税外未収債権額を前年度よりも減少

##### 〈No.38〉 広告収入等の確保の推進

- ・ 県が発行する広報媒体や県有施設のスペースを活用した広告事業について、各部局における導入目標の設定や広告媒体の拡大を図るとともに、県有施設においてネーミングライツ※21を実施するなど、一層の広告収入等の確保を図ります。

##### 〈No.39〉 ふるさと納税等の促進

- ・ 県外在住者等に対し、とちぎの魅力を伝える周知活動を積極的に行うことなどにより、ふるさと納税を促進します。
- ・ 県外企業等に対し、県が行う地方創生の取組や税制上の優遇措置等について、あらゆる機会をとらえて周知を図ることにより、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の活用を推進します。

※21 ネーミングライツ:スポーツ、文化施設などの施設名称に、企業名や商品名等を付ける命名権。

#### 〈No.40〉 国庫補助金等の積極的な活用

- ・財源の確保を図るため、地方創生推進交付金等の国庫補助金のほか、各種団体からの助成金等、外部資金の活用を積極的に進めます。

#### 〈No.41〉 基金の債券運用

- ・本県の財政状況や金利状況を見極めながら、将来の基金の積立・取崩計画を精査し、債券による長期運用を拡大します。

### 取組項目 18

#### 徹底した歳出の見直し

費用対効果を検証するほか、県民ニーズや社会情勢等の変化への的確な対応も意識しながら、選択と集中による事務事業の見直しに取り組みます。

また、県の役割の明確化等の観点から、市町や各種団体等への補助金等の必要な見直しに努めます。

#### 〈取組内容〉

##### 〈No.42〉 事務事業の見直し

- ・職員一人ひとりの意識を高め、行政コストの削減に努めるとともに、各部局の主体的判断に基づく事務事業のスクラップ・アンド・ビルドを一層推進します。
- ・後発医薬品の使用を促進するなど、今後も増加が見込まれる医療福祉関係経費の適正化に努めます。
- ・ICTの活用等による働き方改革を進め、内部管理経費等の節減や職員費の適正化を図ります。
- ・大規模建設事業等の多額の県債発行を伴う施設等整備について、将来の行政需要や公債費の負担を勘案しながら、適切に判断します。

##### 〈No.43〉 補助金等の見直し

- ・県の役割の明確化、費用対効果等の観点から重点化を図るなど、市町や各種団体等への補助金等の必要な見直しに努めます。

## III-7 公共施設等の適正管理と総合的な利活用

### 取組項目 19

#### 公共施設等の利活用の推進・最適化

県が所有するすべての公共施設等について、全庁的・長期的な視点から課題を整理し、維持更新費用の軽減・平準化を図るとともに、次世代に良好な状態で引き継ぐことができるよう、総合的・計画的な管理を行います。

県有財産の利活用について、未利用財産の売却等による歳入確保や、県有施設の効率的な利活用による総量最適化・管理経費の縮減等の推進を図ります。

#### 〈取組内容〉

##### 〈No.44〉 公共施設等の総合的・計画的な管理

- ・ 公共施設等について、栃木県公共施設等総合管理基本方針に基づく施設類型ごとの取組状況の進捗管理及び必要に応じた基本方針の見直しを行います。

##### 〈No.45〉 県有財産の総合的な利活用の推進

- ・ 県有施設について、施設評価等を実施し、統廃合を含む保有総量の縮減や有効活用を図ります。
- ・ 県有施設の集約化や空きスペースの有効活用など、施設間の利用調整を図ります。
- ・ 民間等への効果的な情報提供方法等を検討し、売却や貸付けを推進します。

### 取組項目 20

#### 県有建築物の長寿命化の推進

県有建築物について、適切に点検・診断を実施し維持管理することにより、長寿命化を推進します。

#### 〈取組内容〉

##### 〈No.46〉 県有建築物の長寿命化の推進

- ・ 県有建築物の状況の的確な把握、適切な保全・維持管理を推進します。
- ・ 県有建築物の長期修繕計画を作成し、計画的な予防保全を実施します。
- ・ 社会経済情勢の変化等に起因する要求性能の変化に的確に対応します。



## 取組項目 21

### 使用料等のあり方の見直し

県有財産の使用料等について、社会経済情勢の変化等を踏まえたあり方を検証し、適正化を図ります。

#### 〈取組内容〉

##### 〈No.47〉 使用料・貸付料及びその減免措置の見直し

- ・ 県有財産の使用料・貸付料について、他県の状況や県内の取引相場、不動産鑑定士の意見等を総合的に勘案した上で、適正な算定方法を決定し、関係規程の改正を行います。
- ・ 県有財産の使用料・貸付料の減免措置について、その必要性や適正な減免率の見直しを行います。

【指標20】 ・ 県有財産の使用料等に係る関係規程の改正（令和4(2022)年度中）

## III-8 公営企業等の自立的経営

## 取組項目 22

### 公営企業の効率的な経営

企業局経営戦略※22に基づき、将来の人口減少や更新投資の増大による影響などを見据えて、経営改善に取り組みます。

#### 〈取組内容〉

##### 〈No.48〉 企業局経営戦略に基づく事業の実施

- ・ 「安定的なサービス提供」、「経営基盤の強化」、「地域や環境への貢献」の3つの基本方針のもと、各事業を計画的・効率的に経営します。
- ・ 特に、頻発・激甚化する災害時や新たな感染症流行下においても安定的にサービスが提供できるよう、ソフト・ハード両面からの強靱化を図るほか、社会経済の変化を踏まえ、ニーズを的確にとらえた事業展開を図ります。
- ・ 経費の削減はもとより、需要拡大等により財務状況の改善を図るほか、組織力の強化や民間活力の活用、先端技術の導入による業務効率化等経営基盤の強化に取り組みます。
- ・ 事業実施を通じたSDGs※23達成への貢献や、得られた利益を活用した地域貢献を推進します。

【指標21】 ・ 公営企業会計から一般会計への地域貢献のための繰出し額

累計3.5億円（令和3(2021)～令和7(2025)年度）

※22 企業局経営戦略：水力発電による電力の供給や水道用水・工業用水の供給、産業団地の造成・分譲など県民のライフラインや産業インフラ等を支える企業局（地方公営企業）の事業運営の指針。計画期間は平成28(2016)年度～令和7(2025)年度（令和3年(2021)年3月に中間改定）。

※23 SDGs：Sustainable Development Goals（持続可能な開発のための目標）の略。2015年9月に国連サミットで採択された、2030年を期限とする、先進国を含む国際社会全体の17の目標。

## 取組項目 23

### 病院事業経営の健全化

病院事業について、経営改革プラン等に基づき自立的な経営に向けた改善に取り組みます。

#### 〈取組内容〉

##### 〈No.49〉 経営改革プラン等に基づく県立病院の経営改善の推進

- ・岡本台病院については、経営改革プランに基づき、自立的な経営に向けた改善に取り組むとともに、外部有識者による経営改革プランの進捗状況の点検・評価を行い、結果を公表します。また、経営形態の見直しについては、令和4(2022)年4月の地方独立行政法人化を目指します。
- ・地方独立行政法人栃木県立がんセンター及び地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンターについては、各法人が中期計画に基づく自立的な経営を行い、中期目標の達成を目指すとともに、外部有識者の意見を聴取した上で、業務実績の評価を行い、結果を公表します。

## 取組項目 24

### 県出資法人等の自立的な経営

出資法人等に対し、経営の適正化や業務の活性化等に向けて、必要かつ適切な指導等を引き続き行います。

#### 〈取組内容〉

##### 〈No.50〉 県出資法人等に対する指導等

- ・県出資法人等の経営の適正化や事業活動の活性化に資するため、経営状況の把握・公表を行うとともに、課題に的確に対応できる人材育成等の支援を行います。
- ・県出資法人等のうち、県の関与が深く、特に重点的に指導を行う必要がある法人（特定指導法人）については、本大綱の推進期間中においても、「特定指導法人の見直し基本方針（改定）」（平成22年12月策定）に基づく取組に対する検証を行うとともに、法人が社会経済情勢や県民ニーズの変化に対応した効率的で質の高いサービスを提供できるよう、県民サービスのデジタル化など新たな視点も加えて指導等を行います。

# 参考資料

## 1 策定経過

年月日		内容
令和元(2019)年 6月3日～6月16日	とちぎネットアンケート	県の行財政改革に対する県民意識等の把握
令和2(2020)年 2月13日	栃木県行政改革推進本部	策定方針の決定
令和2(2020)年 2月28日	栃木県議会 県政経営委員会	策定方針の報告
令和2(2020)年 3月9日	栃木県行政改革推進委員会	策定方針の報告
令和2(2020)年 5月20日	栃木県行政改革推進本部	基本的な考え方(総論骨子案)の決定
令和2(2020)年 7月10日	栃木県行政改革推進委員会	基本的な考え方(総論骨子案)の報告
令和2(2020)年 9月1日	栃木県行政改革推進本部	具体的取組(各論)の検討
令和2(2020)年 9月15日	栃木県行政改革推進本部	栃木県行財政改革大綱(第7期)(素案)の決定
令和2(2020)年 9月30日	栃木県議会 県政経営委員会	栃木県行財政改革大綱(第7期)(素案)の報告
令和2(2020)年 10月8日	栃木県行政改革推進委員会	栃木県行財政改革大綱(第7期)(素案)の報告
令和2(2020)年 12月22日～令和3 (2021)年1月21日	パブリック・コメント	栃木県行財政改革大綱(第7期)(素案)パブリック・コメントの実施
令和3(2021)年2月	栃木県行政改革推進委員会 (書面開催)	とちぎ行革プラン2021〔栃木県行財政改革大綱(第7期)〕(案)の報告
令和3(2021)年 2月16日	栃木県行政改革推進本部	とちぎ行革プラン2021〔栃木県行財政改革大綱(第7期)〕の決定

平成6(1994)年度～平成9(1997)年度

栃木県行政改革大綱(平成7(1995)年10月策定)

## 〔改革の視点〕

- 事務事業の見直し
- 行政組織の見直し
- 人事管理の見直し
- 事務処理の効率化

## 【主な実績】

## (1) 「事務事業の見直し」に関する事項

- 事務事業の整理合理化
  - ・1係1改善など職員提案等による全庁的な事務事業の見直しを実施
- 補助金等の整理合理化
  - ・事務事業の休廃止等：587件／補助金の休廃止等：284件△115.5億円(△は「マイナス」を示す)

## (2) 「行政組織の見直し」に関する事項

- 本庁・出先機関の組織・機構の見直し
  - ・県民生活部福祉部門と衛生環境部保健医療部門を統合し、「保健福祉部」を設置するとともに、福祉事務所8所と保健所10所1支所を健康福祉センター10所(広域5所、地域5所)に再編(8～9年度)
  - ・新たな県民生活行政と総合的な環境行政を推進するため、「生活環境部」を設置(8年度)
  - ・財務会計システムの導入に伴い出納局の体制を整備し、出納事務所9所を廃止(7年度)

## (3) 「人事管理の見直し」に関する事項

- 定員管理と給与の適正化の推進
  - ・職員定数を据え置きながらスクラップ・アンド・ビルドを基本とした人員の適正配置を実施
  - ・推進期間中における増減(H6.4.1→H10.4.1)
    - 一般行政：△101人／教育：△543人／警察：+117人／公営企業：+2人
    - ※公営企業は、病院・企業庁・下水道・公営競技などに従事する職員

## ○職員の能力開発等の推進

- ・I種・II種試験を統合した新たな職員採用試験制度を実施(9年度)

## (4) 「事務処理の効率化」に関する事項

- 行政の情報化の推進
  - ・情報通信技術を活用した事務処理の効率化や高度化を実施
- 出先機関に対する権限移譲等の推進
  - ・県民に身近なサービスの出先機関への権限移譲を実施

【改革の視点】

- 事務事業の見直し
- 行政組織と人事管理の見直し
- 分権の推進と県民に開かれた県政
- 事務処理の効率化と県民サービスの向上

【主な実績】

(1) 「事務事業の見直し」に関する事項

- 施策・事務事業の整理合理化
  - ・全庁的な事務事業の見直し、補助金の休廃止等を実施
  - ・事務事業の休廃止等：237件△90.1億円／補助金の休廃止等：248件△68.3億円
- 健全な財政運営の確保
  - ・投資的経費の抑制と併せ、一般財源キャップ制等により経費を縮減

(2) 「行政組織と人事管理の見直し」に関する事項

- 組織機構の見直し
  - ・農務部の本庁及び出先機関の全般にわたる組織改編を実施(12年度)  
8課44出先機関→7課1室17出先機関
  - ・担当グループ制の導入・拡大(11・12年度)  
知事部局本庁 239係43担当(10年度)→200担当(12年度)
- 外郭団体等の見直し
  - ・見直し方針に基づき、統合再編(30→24団体)、効率化等を促進
- 定員管理と給与の適正化の推進
  - ・定員適正化計画(H10.4→H13.4:一般部門約△3%,約△170人)を策定
  - ・推進期間中における増減(H10.4.1→H13.4.1)  
一般行政：△174人／教育：△577人／警察：△6人／公営企業：+122人
  - ・特殊勤務手当及び給料の調整額全般にわたる見直しを実施(12年度)

(3) 「分権の推進と県民に開かれた県政」に関する事項

- 県民参加による県政
  - ・審議会等の会議の原則公開を実施(10年度)
  - ・審議会等委員の一般公募制を導入(11年度)
  - ・栃木県情報公開条例を施行(12年度)
- 市町村との連携の強化と支援の充実
  - ・県・市町村権限移譲等検討会議を設置し、計画的・段階的に本県独自の市町村への権限移譲を推進 19法令127項目(11・12年度新規移譲事務)

(4) 「事務処理の効率化と県民サービスの向上」に関する事項

- 情報化と事務処理の効率化の推進
  - ・マロニエ21ネット(庁内グループウェア)を活用した事務処理の効率化を推進
- 出先機関への権限移譲と県民サービスの向上
  - ・旅券センターでの旅券日曜日交付を開始(12年度)

〔改革の目標〕

地方分権型社会にふさわしい行政システムの構築を目指して

〔改革の視点〕

- 変革の時代への的確な対応
- 県民に開かれた県政の推進
- 県民満足度の向上
- 成果の重視
- 簡素・効率化
- 規制改革の推進
- 健全な財政運営の確保

【主な実績】

(1) 効果的、効率的な業務の推進

- 行政評価手法の導入・活用
  - ・とちぎ政策マネジメントシステムの導入と有効活用
  - ・公共事業等の事前・再評価システムの導入・活用
- 事務事業の見直し
  - ・全庁的な事務事業の見直し実施
  - ・事務事業の休廃止等：387件 Δ139億円(13～17年度)
  - ・競馬事業について、場外馬券発売を除き16年度末で廃止
- 民間委託等の推進
  - ・業務外部委託基本指針に基づく外部委託等の推進
- 公共施設の管理運営の見直し
  - ・県有施設現状評価システムの活用による公共施設の効率的な管理運営の実施(15年度～)
  - ・指定管理者制度を導入する施設について、18年4月導入に向けて各設置及び管理に関する条例の改正など所要の手続きを実施 41施設

(2) 分権時代に対応した行政組織の整備、人員管理の適正化と職員の意識改革

- 県政の政策課題に対応した行政組織の整備
  - ・環境部門の充実、産業振興のための商工部門の見直しなど行政組織の整備 など
- 適正な定員管理
  - ・新定員管理計画(H13～22年度 Δ260人)に基づく適正な職員配置
  - ・推進期間中における増減(H13.4.1→H18.4.1)
    - 一般行政：Δ252人／教育：Δ410人／警察：+402人／公営企業：+37人
- 職員の意識改革・能力向上の推進
  - ・ひとり一改善の実施など職員の意識改革の推進
  - ・民間企業、市町村、国などへの交流派遣、派遣研修の実施
- 外郭団体の見直し
  - ・外郭団体指導指針に基づく外郭団体の見直し

### (3) 市町村重視の県政の推進

#### ○市町村への権限移譲

- ・市町村への積極的な権限移譲 87法令1,185項目(17年4月1日現在)

#### ○市町村合併や広域行政の支援

- ・市町村合併支援プランによる市町村合併の支援

### (4) 県民に分かりやすく開かれた県政の推進

#### ○情報公開の総合的な推進と説明責任の徹底

- ・政策マネジメント等政策形成過程情報の提供も含めた情報公開の徹底
- ・公募による県民と知事との対話集会等広聴広報制度の充実強化

#### ○県民参加による自主性の高い県政の推進

- ・パブリック・コメント制度の導入・活用 46件(13～16年度)
- ・公募制の有効活用など審議会等の活性化(13年度～)

#### ○規制改革の推進

- ・規制改革推進指針に基づく規制改革の推進
- ・申請・届出手続の簡略化 約400事務(14～16年度)

### (5) 県民サービスの向上と電子県庁の推進、民間活動との協働

#### ○県民サービスの向上

- ・県民に利用しやすい開館日、開館時間の設定など県民利用施設等のサービス向上
- ・出先機関への権限移譲 40法令183項目移譲(13～16年度)

#### ○電子県庁の推進(13～17年度)

- ・公共事業の電子入札システムの運用開始 53件(16年度)
- ・電子申請受付システムの運用開始 49手続(16年度)

#### ○NPO等民間活動との協働関係の構築

- ・NPO等民間活動との協働のための環境整備
- ・栃木県社会貢献活動促進に関する条例の制定(14年度)
- ・NPO法人向け融資制度の創設(16年度)
- ・とちぎボランティアNPOセンターの設置、運営(15年度～)

### (6) 財政運営の健全化

#### ○中期的視点に立った財政運営

- ・プライマリーバランスの均衡 平成15、16年度決算でプライマリーバランスが均衡
- ・財政の現状等について積極的に公表

#### ○財政構造改善のための取組の推進

- ・当初予算の県債依存度が前年度を上回らないことを目標とした財政運営(15年度を除き達成)

#### ○歳出抑制のための取組の推進

- ・一般行政経費の削減 △約480.1億円(13～17年度)
- ・公共事業のコスト削減 △約372億円(13～17年度)
- ・補助金の休廃止 251件 △約78.2億円(13～17年度)

〔改革の目標〕

- 県民中心の開かれた行政の推進
- 協働の推進と県の役割の重点化
- 簡素で効率的な執行体制の確立
- 持続可能な財政基盤の確立

【主な実績】

(1) 県民中心の開かれた行政の推進

- 適切な政策評価と説明責任の徹底
  - ・新たなとちぎ政策マネジメントシステムの導入と有効活用(18～22年度)
  - ・公共事業事前評価システム・再評価システムの対象事業の拡充(18・19年度)、事後評価システムの導入(20年度)、各評価システムの統合(21年度)
  - ・新本庁舎2階に整備された「県民プラザ」で行政資料の閲覧等を開始(19年度～)
- 県民参加と透明性の向上
  - ・パブリック・コメント制度の活用 59件(18～21年度)
  - ・審議会等への公募委員の参加促進 99名(18～21年度)
  - ・公共事業における「総合評価落札方式」の対象案件を拡充(18年度～)
- 電子県庁の推進
  - ・セキュリティ監査を実施(18年度～)
  - ・公共事業における電子入札の対象を、随意契約を除く全ての入札に拡大(19年度)
- 規制改革の推進
  - ・栃木県規制改革推進指針を改定(18年度)
  - ・規制に関する提案窓口を設置(18年度)
- 県民サービスの向上
  - ・全庁を挙げて県民サービス向上運動を実施(18年度～)
  - ・自動車税のコンビニエンスストアでの納税を開始(19年度～)

(2) 協働の推進と県の役割の重点化

- 市町村への権限移譲と連携強化
  - ・市町村への積極的な権限移譲 126法令2,146項目(22年4月1日現在)
  - ・県と市町村が協働で税の徴収を行う「地方税徴収特別対策室」を設置(19年度)
- 多様な民間活力の活用
  - ・栃木県民間活力活用指針を策定(19年度)
  - ・がんセンターで民間活力を利用した省エネルギーの取組(ESCO事業)を実施(18年度～)
- 県の役割の重点化による事務事業の見直し
  - ・全庁的な事務事業、補助金の見直し実施
    - ※22年度にとちぎ未来開拓プログラムに基づく見直しを実施
  - ・事務事業の見直し：1,622件△211.9億円／補助金の休廃止等：241件△55.9億円



- 県有施設の管理運営の見直し
  - ・青少年教育施設の廃止等
  - ・公の施設の指定管理者制度に関する運用指針を策定(19年度)
  - ・指定管理者制度の導入 44施設(22年4月1日現在)

- 県出資法人等の見直し
  - ・特定指導法人の見直し基本方針を策定(19年度)
  - ・特定指導法人の見直し基本方針を改定(22年度)

### (3) 簡素で効率的な執行体制の確立

- 本庁組織や出先機関の再編
  - ・総合政策部・県民生活部・環境森林部を設置(19年度)、財産活用推進室・いちご研究所を設置(20年度)、消費者行政推進室(消費生活センター)を設置(22年度)
  - ・健康福祉センター環境部と林務事務所を統合し、環境森林事務所を設置(20年度)、県税事務所・農業振興事務所・土木事務所・教育事務所の一部を統合(22年度)
- 適正な定員管理
  - ・定員管理計画に基づく適正な職員配置
  - ・推進期間中における増減(H18. 4. 1→H23. 4. 1)  
一般行政：Δ493人／教育：Δ774人／警察：+115人／公営企業：+33人
- 人材育成・能力向上の推進
  - ・人事評価システムの試行(17年度～)
- 給与制度等の見直し
  - ・特殊勤務手当及び給料の調整額について総合的な点検を行い、見直しを実施(19・20年度)
  - ・職員互助会等に対する県費負担を廃止(21年度～)
- 事務処理の効率化、事務改善の推進
  - ・職員提案制度である「ひとり一改善」を実施(18年度～)
  - ・内部管理事務の効率化を図るため、総務事務効率化基本方針を策定(21年度)
  - ・ペーパーレス化の推進：  
コピー用紙・印刷機用紙の総使用枚数 59,443千枚(20年度→15年度基準からΔ16.9%)

### (4) 持続可能な財政基盤の確立

- 自律的な財政運営に向けた取組の推進
  - ・とちぎ未来開拓プログラムを策定(21年度)
- 歳出抑制のための取組の推進
  - ・県単補助金を縮減、合理化(19年度：326件→22年度：298件)
- 安定した税収入等の確保
  - ・県税事務所職員の併任による市町村と連携した滞納額の縮減取組を実施(20年度～)
  - ・広告による収入確保 27,708千円(18～21年度)
  - ・ネーミングライツ収入 100,000千円(20～24年度)
  - ・未利用財産の売却 1,678百万円(18～21年度)
- 公営企業のあり方の見直し
  - ・企業局経営評価委員会による業績評価を実施・公表(19年度～)
  - ・県立3病院について、21年度から3ヵ年の「改革プラン」を策定(20年度)し、経営全般にわたる経営改善を実施(21年度～)

とちぎ行革プラン〔栃木県行財政改革大綱（第5期）〕

（平成23(2011)年2月策定、平成25(2015)年4月改訂）

〔改革のテーマ〕

地方分権時代に対応した県政の確立に向けて

〔改革の目標〕

- 《協働》県民とともに地域を創る行政の推進
- 《透明》県民に開かれた行政の推進
- 《自律》自律的な財政基盤の確立
- 《原動力》スリムで活力ある執行体制の確立

【主な実績】

(1) 《協働》県民とともに地域を創る行政の推進

- 市町村との連携の強化と権限の移譲
  - ・市町村への積極的な権限移譲 120法令1,996項目（27年4月現在、特例条例移譲分のみ）
- 民間活力の活用
  - ・指定管理者制度の運用 41施設で指定管理者制度を導入（27年4月1日現在）
  - ・県営ダムにおける「ダムESCO事業」の導入等、施設整備への民間活力の活用（ダムESCO事業 寺山ダム：25年9月～事業開始、塩原ダム：27年3月～事業開始）
- 多様な主体との協働による県政運営
  - ・県民協働に関する全庁推進組織としての県民協働推進本部の設置（23年度～）
  - ・多様な主体と行政が協働して地域課題解決に取り組むための「とちぎ地域力創造プラットフォーム」の実施（23年度～）
  - ・企業との協働を推進するためのサポートデスクの設置（27年度～）
- 県有施設のあり方の見直し
  - ・なす風土記の丘資料館湯津上館を大田原市に移管（24年度）、なす風土記の丘資料館（旧小川館）を那珂川町に、しもつけ風土記の丘資料館を下野市に移管（27年度）
- 県出資法人等の見直し
  - ・（財）とちぎ生涯学習文化財団と（財）とちぎ青少年子ども財団の再編（23年4月1日）
  - ・栃木県治山林道協会と栃木県緑化推進委員会の合併（23年12月1日）
  - ・栃木県土地開発公社、栃木県道路公社、栃木県住宅供給公社の管理部門の統合（24年4月1日）
  - ・（財）栃木県森林整備公社の解散（25年4月8日）

(2) 《透明》県民に開かれた行政の推進

- 適切な政策評価と説明責任の徹底
  - ・「新とちぎ元気プラン」の着実な推進を図るための重点戦略マネジメントの実施
- 積極的な県政情報の発信と県民参加の推進
  - ・県ホームページの充実等
  - ・県民と知事の対話集会「とちぎ元気フォーラム」の開催  
26年度までの参加者累計：11,312人
  - ・審議会等への公募委員の参加促進 83人（23～26年度）

○透明性の向上と信頼の確保

- ・公共工事等以外の契約について契約締結状況を県ホームページで公表

○県政へのアプローチの改善

- ・「とちぎICT推進プラン」（23年3月策定）の取組実績及び行動計画を「とちぎICTアクションプラン」として毎年度作成し、県ホームページで公表

○県民サービスの向上

- ・県民満足度の向上と業務の改善をテーマとした県民サービス向上運動の実施（23年度～試行、25年度～本格実施）

**(3) 《自 律》自律的な財政基盤の確立**

○「とちぎ未来開拓プログラム」及び「財政健全化取組方針」に基づく健全化への取組

- ・収支均衡予算の編成・継続と財政調整的基金の涵養を図るための取組の推進

○行政コストの削減

- ・事務事業の見直し：1,235件、補助金等の見直し：95件
- ・公共事業コスト縮減行動計画2010（22～26年度）に基づくコスト縮減の推進

○歳入の確保

- ・3県税事務所（宇都宮、栃木、矢板）への地方税協働徴収担当の設置による市町から徴収引継を受けての滞納整理の実施（25年度～）
- ・未利用財産の売払、貸付による歳入額：24.9億円（23～26年度）

○公営企業の自立経営に向けた取組の推進

- ・「県立病院改革プラン〔第2次〕」（26～28年度）に基づく経営全般にわたる経営改善の実施
- ・「企業局経営計画」（23～27年度）に基づく効率的な経営の実施

**(4) 《原動力》スリムで活力ある執行体制の確立**

○効果的で効率的な組織の整備

- ・新たなニーズや多様な行政課題への対応等に向けた本庁及び出先組織の見直し

○適正な定員管理

- ・定員管理計画に基づく適正な職員配置  
一般行政部門の職員数：206人削減（23年4月1日～27年4月1日）

○意欲に満ちた人材育成の推進等

- ・人材の育成を目的とした国、他県、民間企業等への職員派遣の実施
- ・人材育成型の人事評価システムの本格導入（24年10月～）、人事評価システムによる評価結果の人事配置への活用、職員給与への反映（25年度～）

○給与制度等の見直し

- ・技能労務職員の給与水準の見直しの実施（25年度～）
- ・旅費制度の見直しを実施し、定額の旅行雑費を廃止（26年度～）

○事務処理の効率化、事務改善の推進

- ・給与・旅費等の事務を一括処理する総務事務センターの設置  
（26年1月～一部稼働、26年4月～本格稼働）
- ・職員提案制度である「ひとり一改善」の実施

○職員の意識改革と活力ある職場づくり

- ・行財政改革推進の5つの視点の職員への周知徹底

**とちぎ行革プラン2016〔栃木県行財政改革大綱(第6期)〕**  
(平成28(2016)年2月策定)

**〔改革の基本理念〕**

“とちぎの未来創生”を支える行財政基盤の確立に向けて

**〔改革の目標〕**

- 《協働・共創》県民と共に創る開かれた県政の推進
- 《自律》自律的な行財政基盤の確立
- 《原動力》効果的・効率的な県政運営の推進

**【主な実績】**

**(1) 《協働・共創》県民と共に創る開かれた県政の推進**

- とちぎの自治のかたちづくり
  - ・市町への権限移譲 124法令2,014項目(2年4月1日現在、特例条例移譲分のみ)
- 多様な主体との協働による県政運営
  - ・多様な主体との地域課題共有促進に向けたNPO協働企画力向上セミナーを開催(元年度～)
- 透明で開かれた県政の推進
  - ・「オープンデータ・ベリーとちぎ」本格版へ移行(28年度～)
  - ・随意契約における公募型見積合わせ(オープンカウンター)の本格実施(28年度～)
- 民間活力の活用
  - ・公の施設の指定管理者制度に関するガイドラインを改訂(29年度)
  - ・スポーツゾーン東エリア整備運営事業(28年度)、馬頭最終処分場整備運営事業(29年度)、新青少年教育施設整備運営事業(2年度)のPFI事業契約を締結
  - ・PFI等事業実施プロセスガイドラインを策定(30年度)
- 規制・行政手続等の改善
  - ・税金等をATM等により納付できるペイジー収納サービス等の電子収納の導入(28年度～)
  - ・自動車保有関係手続のワンストップサービス(OSS)に伴う電子納税の開始(29年度～)
  - ・県独自規制の廃止・緩和等の実施(27～29年度)、テーマ「生活関連サービスの維持」等による規制の見直し(30～元年度)

**(2) 《自律》自律的な行財政基盤の確立**

- 持続可能な財政運営
  - ・統一的な基準により作成した財務書類を公表(29年度～)
- 行政コストの削減
  - ・イベントの廃止・縮小・統合、県単補助金の削減等
- 歳入の確保
  - ・栃木県総合運動公園陸上競技場(元年度)、栃木県総合運動公園東エリア運動施設(2年度)及び栃木県総合運動公園武道館(2年度)でネーミングライツ契約を締結
- 県有財産の適正管理と有効活用
  - ・公共施設等総合管理基本方針を策定(28年度)
  - ・障害者保養センター那珂川苑を譲渡(売却)(30年度)
  - ・足利庁舎の未利用スペースを足利市へ貸付け(元年度～)

○公営企業等の自立的経営

- ・栃木県立病院経営改革プラン（第3次）を策定（28年度）
- ・がんセンター（28年度）、とちぎリハビリテーションセンター（30年度）を地方独立行政法人に移行
- ・流域下水道事業について、地方公営企業法適用により公営企業会計に移行（2年度～）

**(3) 《原動力》効果的・効率的な県政運営の推進**

○透明で効果的な行政評価等の実施

- ・内部統制基本方針を策定（元年度）、内部統制制度を導入（2年度～）

○業務の改善・効率化

- ・マイナンバー制度における情報連携の本格運用（29年度～）
- ・栃木県庁働き方改革プロジェクト
  - 仕事の選択と集中
    - ・イベントの廃止、縮小・統合（29年度～）
    - ・コンクール・コンテストの廃止・統合、実施方法の効率化（30年度～）
  - プロセスの効率化
    - ・「プロセスの効率化に向けた改善方針」を策定（30年度）
    - ・文書作成ソフトを一元化、備品基準額を上げ、RPAやタブレット端末を導入（元年度～）
    - ・内部監査業務を一元化、本庁舎における事務用消耗品の調達・管理を一元化、ペーパーレス会議進行システムを導入、音声データから自動で議事録を作成するシステムを導入（2年度～）
  - 労働時間の管理
    - ・働き方改革推進強化月間（7・8月）を実施（29年度）、「とちぎスイッチ！2」（原則20時退庁・22時完全消灯）の取組を実施（30年度～）
    - ・テレワーク（在宅勤務・サテライトオフィス勤務）を推進（元年度～）

○組織力の強化

- ・観光交流課内にDESTINATIONキャンペーン推進班を設置（29～元年度）
- ・大阪センターを設置（30年度～）
- ・国体・障害者スポーツ大会局を設置、国際課内に国際戦略推進担当を設置（元年度～）
- ・デジタル戦略室、行政改革ICT推進課を設置（2年度～）
- ・定員管理計画に基づく適正な職員配置 一般行政部門 4,329人（2年4月1日）

○人材育成・活用の推進

- ・再任用フルタイム勤務を導入（30年度～）
- ・リクルート活動の充実
  - 合同企業説明会に参加（29年度～）、動画作成、県庁オープンゼミを実施（2年度）
- ・能力・姿勢評価結果の活用の拡大（30年度～）
- ・フレックスタイム制を導入（31年度～）
- ・新たな採用試験等による人材確保
  - 社会人採用試験（行政職）を実施（30年度～）、行政職（特別枠）及び「福祉型」選択コースを新設（元年度～）、就職氷河期世代を対象とした採用試験を実施（2年度）

○県出資法人等の自立的な経営

- ・小規模団体の経営効率化に向けた見直し・検討（29年度）

### 3 その他

#### 栃木県行政改革推進要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、本県における行政改革を推進するために必要な事項を定めるものとする。

(行政改革大綱)

第2条 本県が取り組むべき行政改革の基本方針を定め、改革の具体的取組内容を明らかにするため、行政改革大綱（以下「大綱」という。）を策定するものとする。

2 大綱に掲げた取組について、適切な推進管理を行うとともに、推進状況について、県民に公表するものとする。

(行政改革推進本部)

第3条 大綱を策定し、これを推進するため、栃木県行政改革推進本部（以下「本部」という。）を置く。

2 本部長には知事、副本部長には副知事、本部員には栃木県庁議規程（昭和45年4月1日制定）に基づく庁議を構成する者をもって充てる。

3 本部長は、大綱を推進する上で特別な事項について調査、検討等を行う必要がある場合に、検討会を置くことができる。

(行政改革推進連絡会議)

第4条 大綱の策定及び行政改革の推進に必要な庁内の連絡及び調整を行うため、栃木県行政改革推進連絡会議（以下「連絡会議」という。）を置く。

2 連絡会議の座長には行政改革ICT推進課長、構成員には別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

3 座長は、連絡会議を総括し、必要に応じ会議を招集し、これを主宰する。

(行政改革推進委員会)

第5条 大綱の策定及び推進に当たっての助言を求めため、栃木県行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、学識経験者等のうちから知事が委嘱する委員15人程度をもって構成する。

3 委員の任期は知事が別に定める。

4 委員会に会長及び会長代理を置き、会長は委員の互選により選出し、会長代理は会長が委員のうちから指名する。

5 会長は、会務を総理する。

6 委員会は、必要に応じ、知事が招集する。

7 会長は、必要に応じ、委員以外の学識経験者又は関係者等の出席を求めすることができる。

(専門部会)

第6条 委員会に、専門的な検討等を行う必要がある場合に、専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する。

- 4 部会長は、部会を招集し、会務を掌理する。
- 5 部会長は、必要に応じ、委員以外の学識経験者又は関係者等の出席を求めることができる。  
(事務局等)

第7条 この要綱に基づく事務は、経営管理部行政改革ICT推進課が処理する。

- 2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成6年12月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年2月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年9月1日から適用する。

別表1 (第4条関係)

総合政策課政策調整監 財政課総務主幹 人事課主幹 県民文化課総務主幹 環境森林政策課総務主幹 保健福祉課総務主幹 産業政策課総務主幹 農政課総務主幹 監理課総務主幹 国体・障害者スポーツ大会局総務企画課総務主幹 会計局会計管理課長補佐(総括) 企業局経営企画課総務主幹 教育委員会事務局総務課総務主幹 警察本部警務部警務課次長 議会事務局総務課長補佐(総括) 人事委員会事務局総務課長補佐(総括) 監査委員事務局監査課長補佐(総括) 労働委員会事務局審査調整課長補佐(総括)
--

## 栃木県行政改革推進管理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、栃木県行政改革推進要綱（平成6年12月22日制定。以下「要綱」という。）に基づき、行政改革の推進管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(推進管理の方法)

第2条 各部局長は、要綱第2条第1項に規定する行政改革大綱に掲げられた推進項目のうち所管するものについて、行政改革推進管理表（別記様式）を策定して進行管理を行うものとする。

2 経営管理部長は、行政改革大綱全般について総合的な推進管理を行うものとする。

(推進状況等の報告)

第3条 各部局長は、当該年度の実績及び次年度の計画等について、その翌年度の4月20日までに行政改革推進管理表により経営管理部長に報告するものとする。

(推進状況等の公表)

第4条 経営管理部長は、行政改革の推進状況等について、必要に応じて、行政改革推進本部及び行政改革推進委員会に報告するとともに、広く県民に公表するものとする。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成10年2月17日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月 1日から適用する。

附 則

この要領は、平成20年1月 8日から適用する。

附 則

この要領は、平成21年1月19日から適用する。

附 則

1 この要領は、平成23年2月25日から適用する。

2 この要領の適用日において推進されている行政改革大綱に掲げられた推進項目の進行管理を行う場合に策定する行政改革推進管理表（別記様式）については、なお従前の例による。

附 則

1 この要領は、平成28年3月1日から適用する。

2 この要領の適用日において推進されている行政改革大綱に掲げられた推進項目の進行管理を行う場合に策定する行政改革推進管理表（別記様式）については、なお従前の例による。



---

---

**栃木県経営管理部  
行政改革 I C T 推進課**

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20  
TEL : 028-623-2226  
FAX : 028-623-3116  
e-mail : gyokaku-ict@pref.tochigi.lg.jp

※「とちぎ行革プラン2021」は、栃木県庁のホームページでもご覧になれます。  
URL : <https://www.pref.tochigi.lg.jp/b03/pref/gyoukaku/taikou/01.html>

---

---